

～第2章～(個別事項の解説)

V. 定義

〔法第二条〕

この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。

2 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器(一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。)であって、冷媒としてフロン類が充てんされているもの(第二種特定製品を除く。)をいう。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器(冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。)

3～4

5 この法律において「第一種特定製品の廃棄等」とは、第一種特定製品を廃棄すること又は第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡することをいう。

〔省令第一条第二項〕

2 第一種特定製品の種類は、次のとおりとする。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器

(1) フロン回収・破壊法において対象となる業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)は、業務用として製造、販売された機器であって、冷媒としてフロン類が充てんされているエアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器をいう。詳細及び例示を4、5頁に記載しているので、参照されたい。(法第2条第2項)

(2) 今回の法改正により、業務用冷凍空調機器そのものを廃棄する場合に加え、機器を「冷凍空調機器」として本来の目的では使用せず、当該機器の全部又は一部を原材料(鉄や銅、アルミ等の再利用)や部品その他製品の一部として再利用する(再資源化)ことを目的としてリサイクル業者等に機器を有償もしくは無償で譲渡する場合についても、回収業者によるフロン類の回収が義務付けられた。(法第2条第5項)

リサイクル業者等が、使用済みの業務用冷凍空調機器を有価で買い取り、当該機器の部品や金属材料を抽出し、販売するような場合も、本法に基づきフロン回収が義務付けられている。

なお、業務用冷凍空調機器の使用者、所有者が、使用を終えた製品の処分として考えられるのは、廃棄、リサイクル業者への譲渡の他に、再使用(中古品)を目的とした中古機器の購入者への譲渡であるが、再使用の場合は、譲渡された人(中古機器の購入者)が新たな使用者・所有者となる。(法第2条第5項)

中古機器の購入者が、当該機器を販売せず、廃棄等を行うこととなった場合は、その中古機器の購入者が「第一種特定製品廃棄等実施者」となる。

今回の法改正に伴い、第一種特定製品の種類は、「エアコンディショナー」、「冷蔵機器及び冷凍機器」の2種類となり、従来の「フロン類の充てん量が50キログラム以上の第一種特定製品」区分が削除された。

これにより、回収業者の報告は、改正法施行(平成19年10月)以降、2種類の区分により報告することとなる。この改正に伴い、省令第2条第2項(回収業者の登録の申請)、様式

(回収業者登録の申請、回収量の報告等)についても改正されている。(54頁参照)

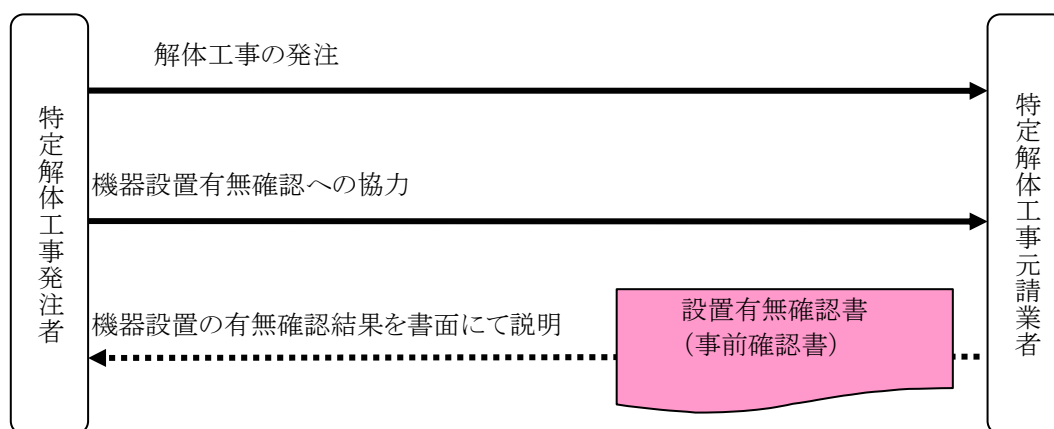
なお、回収業者の登録の基準(省令第3条)では、引き続き50キログラム以上の特定製品からのフロン類を回収する場合の規定が設けられているので注意いただきたい。なお、フロン類回収業者の登録の詳細については回収業者に関する解説46～53頁に記載しているので参照されたい。

VI . 特定解体工事元請業者の確認及び説明

[法第十九条の二]

建築物その他の工作物(当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の全部又は一部を解体する建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする者(以下この条及び第五十二条第一項において「特定解体工事発注者」という。)から直接当該建設工事を請け負おうとする建設業(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第二項に規定する建設業をいう。)を営む者(以下「特定解体工事元請業者」という。)は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 前項の場合において、特定解体工事発注者は、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければならない。



特定解体工事元請業者

ア. 発注者から直接建物解体を請け負おうとする場合、第一種特定製品が設置されているか否かを確認し、建物解体を発注しようとする者(特定解体工事発注者)に対し、書面(事前確認書)^{※1}にて当該製品の設置の有無について説明しなければならない。ただし、「第一種特定製品が設置されていないことが明らかなもの^{※2}」は除く。

※1 主務省令で定める事前確認書の記載内容

(特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令第二条)

- ①書面の交付年月日
- ②特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所
- ③特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所
- ④特定解体工事の名称及び場所
- ⑤建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認の結果

様式については、法令で定められたものはなく、上記項目が満たされていれば任意の様式でよい。

なお、法令で定める事項を満たした書面の様式は、例えば、フロン回収推進産業協議会が発行するものがある。(95～98頁参照)

※2 「第一種特定製品が設置されていないことが明らかなもの」の例

- 解体対象の建物が「東屋」のような場合
- 発注者から既にフロン類を回収した「引取証明書」又はその写しを明示された場合

イ. 建設リサイクル法では、第12条第1項で、対象工事を発注しようとする者から直接工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、所定の事項を記載した書面を交付して説明する義務が課されている。改正フロン回収・破壊法第19条の2に基づく第一種特定製品の設置の有無の確認規定とは独立しているが、事業者が現場で調査、説明を行う上では、一体的に運用されることが効率的と考えられる。また、上記の建設リサイクル法上の規定が適用される対象工事は、所定の規模以上(建設リサイクル法第9条及び同法施行令第2条 建築物に係る解体工事の場合は80㎡以上、リフォーム等の場合は請負金額が1億円以上)のものが対象とされているが、フロン回収・破壊法においては規模の如何にかかわらず、諸規定が適用される。この場合において、業務用冷凍空調機器と関係のない壁紙の張り替えや外壁塗装だけを行うような場合は事前確認は不要であるが、これらの工事に伴い業務用冷凍空調機器の冷媒配管の脱着、一体型以外の機器の移動などを行うため、業務用冷凍空調機器からのフロン類の放出の恐れがある場合はすべて対象となるので、留意する必要がある。

特定解体工事発注者

特定解体工事元請業者が実施する機器設置の有無の確認に対し、協力をしなければならない。

協力とは、例えば、確認のために建物内に入ることの許可や図面の提供等である。

【ポイント】

- 日常的に機器の廃棄等を行うことが少ない廃棄者(ビルオーナー等)に対し、日常的に建設・解体工事を請け負っている事業者(ゼネコン、解体業者等)が、フロン類を含む業務用冷凍空調機器の確認・説明を行うことで、廃棄者の責任を自覚させ、フロン類の回収委託が明示的、適切に行われる。
- 建設リサイクル法においても同様の規定がある。一体的な運用も可能である。
- 「全部又は一部を解体する工事」には裾切りがない。リフォーム等においても「一部を解体する工事」に該当し、機器設置の有無の確認等が必要となる。(建設リサイクル法における事前届出の要件とは別である。)
- 解体工事を伴わない、機器のみの入れ替え等の場合は、本項は適用されない。しかし、機器の入れ替えの際、入れ替えを行う業者から廃棄等実施者に対し、フロン回収が必要である旨説明があることが望ましい。
- 本項に基づく業務用冷凍空調機器の設置の確認の際に、特定解体元請業者から回収業者へ連絡されることが望ましい。初期段階でフロン回収が必要な業務用冷凍空調機器の詳細を確認することで、確実なフロン回収が可能となる。
- 法令では必要な記載事項のみを定め、様式は定めないが、業界が横断的に共通の様式を作成している。

VII . 行程管理制度

1. 行程管理制度とは

今回の法改正により、行程管理制度が導入された。行程管理制度とは、廃棄等実施者が自ら又は他の者に委託して回収業者にフロン類を引き渡す場合、回収業者へのフロン類引渡しが確実に履行されるようにするため、必要な事項を記載した書面を交付しなければならない。他の者に委託し広範な関係者を介する場合でも書面を回収業者まで回付しなければならない。また、フロン類を引き取った回収業者は引取証明書を廃棄等実施者に交付しなければならないなど、フロン類引渡しが途切れず、あいまいにならないよう、書面で管理する制度である。

(1)制度の概要(19頁 フロー図参照)

フロン類の回収を確実に実施するためには、フロン回収に関わる関係者のそれぞれの役割を明確にし、フロン回収に関する引渡し等の役割を認識した上で確実に履行することが重要であり、以下のような一連の規定により、フロン類引渡しに係る発注が途中で途切れることがないようにするとともに、廃棄等実施者がフロン類引渡しの進捗状況を確認できるようにした。

- ① 廃棄等実施者はフロン類を自ら回収業者に引き渡すときは、回収業者に必要事項を記載した書面（回収依頼書）を交付するとともに、写しを保存する。（**法第19条の3第1項、第3項**）
- ② 廃棄等実施者はフロン類引渡しを他の者に委託するときは、当該委託に係る契約の受託者に必要事項を記載した書面（委託確認書）を交付するとともに写しを保存する。（**法第19条の3第2項、第3項**）
- ③ 廃棄等実施者からの委託を受けた者（再委託を受けた者から順次再委託を受けた者を含む）が他の者に再委託する場合には、委託する者は委託確認書に必要事項を記載し受託者に回付し、写しを保存する。その際には、廃棄等実施者の承諾（再委託承諾書の交付）を得なくてはならない。（**法第19条の3第4項及び第5項**）
- ④ 受託者がフロン類を回収業者に引き渡すときは、委託確認書を回収業者に回付するとともに、写しを保存する。（**法第19条の3第6項及び第7項**）
- ⑤ 回収業者は回収依頼書又は委託確認書の交付を受けた場合には、速やかにフロン類の回収を行い、回収依頼書の交付を受けた場合は引取証明書を廃棄等実施者に交付する、又は委託確認書の交付を受けた場合は引取証明書を引渡受託者に交付し、写しを廃棄等実施者に送付するとともに引取証明書の写しを保存する。（**法第20条の2**）

(2)期待される効果

行程管理制度の導入により、次のような効果が期待される。

- ① 廃棄等実施者が第三者に回収業者へのフロン類引渡しを委託する場合に、書面が交付されることにより、委託関係が当事者間で明確となり、「委託されたかどうか曖昧」「関係者の認識に齟齬がある」といったことが改善される。
- ② 廃棄等実施者及び受託者に委託確認書等の保存義務を課したことにより、都道府県知事は、廃棄等実施者がフロン類引渡しを第三者に委託したものの、適切に回収が行われなかった場合でも、その経路を保存されている書面によって確認することが可能となり、受託者又は廃棄等実施者のどこに問題があったかを把握することが可能となる。
- ③ さらに、第一種特定製品の廃棄を伴う何らかの作業を廃棄等実施者から委託又は発注された者が、当該廃棄等実施者からフロン類引渡しに係る委託は明示的に受け

ていない場合でも、この者はいずれ回収業者にフロン類を引き渡す際に書面（回収依頼書又は委託確認書）が必要となるため、廃棄等実施者に対し当該書面の交付を要請する必要に迫られ、結果的に廃棄等実施者にフロン回収・破壊法上の義務内容を喚起するといった副次的効果も期待される。

(3)関連事項

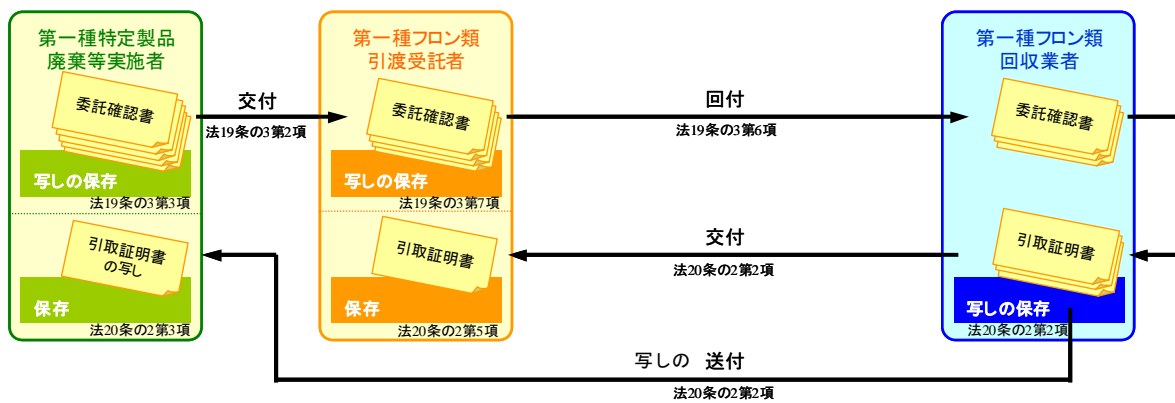
- ① 業務用冷凍空調機器のフロン回収に関する仕組みとしては、従来から回収業者が中心となり自主的に実施していた仕組みや、産業廃棄物のマニフェスト制度と一体的に実施していたケース（自動販売機など）が存在したが、業務用冷凍空調機器のフロン回収率の向上を図るため、フロン回収・破壊法の改正により制度を義務付けたものである。
- ② 改正法における行程管理制度は、フロン回収率の向上を趣旨として制度化したものであるため、回収業者までを制度の範囲としているが、事業者が回収したフロン類の再利用、破壊等に至るまでの運用を否定するものではなく、こうした運用がなされることも期待される。

行程管理制度のフロー図

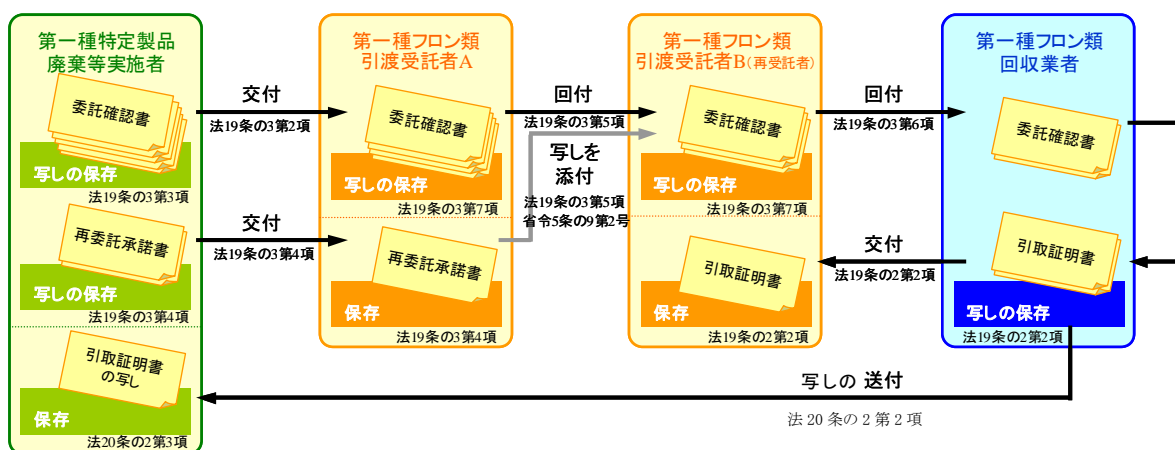
フロン類回収業者へ直接フロン類を引き渡す場合



フロン類の引き渡しを委託する場合



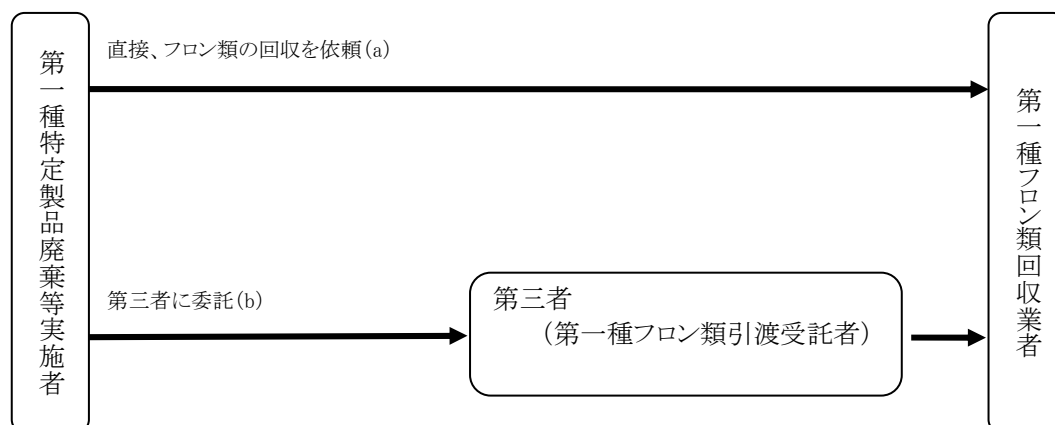
フロン類の引き渡しを再委託する場合



2. 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務

〔法第十九条〕

第一種特定製品の廃棄等を行おうとする者（以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。）は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。



第一種特定製品廃棄等実施者

ア. 第一種特定製品の廃棄等^{※3}を行おうとする場合、機器に充てんされているフロン類の回収を「第一種フロン類回収業者」に依頼（a）しなければならない。もしくは、第三者に委託して回収業者にフロン回収を依頼（b）しなければならない。なお、あくまでもフロン類を引き渡す相手は回収業者である。引取証明書の交付、又はその写しの送付を受け、保存することにより、回収業者への引渡しが終了したことを証明できるようにしておくことが必要である。

イ. なお、業務用冷凍空調機器の使用者、所有者が、使用を終えた製品の処分として、再利用（中古品）を目的として中古機器の取扱業者等へ譲渡する場合は「廃棄等」には該当せず、譲渡された人（中古機器の購入者）が新たな使用者、所有者となる。

中古機器の購入者が当該機器を販売せず、廃棄等をする事となった場合は、その中古機器の購入者が「第一種特定製品廃棄等実施者」となる。

※3 「第一種特定製品の廃棄等」

①機器そのものを廃棄する場合

②機器を「冷凍空調機器」として本来の目的では使用せず、当該機器の全部または一部を原材料（鉄や銅、アルミ等の再利用）や部品その他製品の一部として利用（再資源化）することを目的として、リサイクル業者等に有償もしくは無償で譲渡する場合

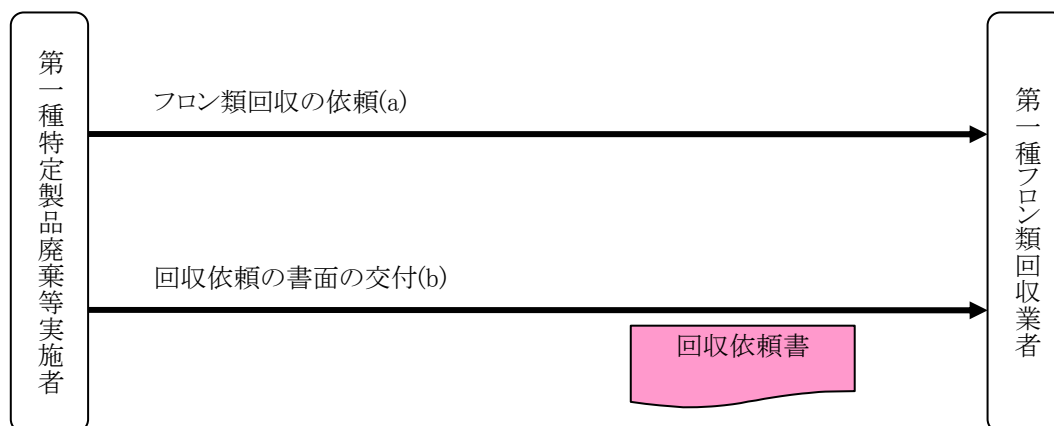
3. 第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等

(1) 第一種特定製品廃棄等実施者が直接第一種フロン類回収業者へフロン類の回収を依頼する場合

〔法第十九条の三第一項〕

第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を自ら第一種フロン類回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類回収業者に次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所
- 四 その他主務省令で定める事項



第一種特定製品廃棄等実施者

ア. 回収業者へフロン類を引き渡す場合、書面(回収依頼書)^{※4}を交付(b)する。

○第一種フロン類回収業者が2以上ある場合は、回収業者ごとに交付。

(省令第5条の2第1号)

○記載事項に相違がないことを確認の上、交付。(省令第5条の2第2号)

○フロン類を回収業者に引き渡す際(事前または同時)に交付。(省令第5条の2第3号)

イ. 当該書面の写しを保存しなければならない。

○交付をした日から3年間保存。(省令第5条の6)

※4 当該書面の記載事項

○第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所

○引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数

○引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所

○当該書面の交付年月日(省令第5条の3第1号)

○第一種特定製品の所在※5(省令第5条の3第2号)

○引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の登録番号(省令第5条の3第3号)

様式については、法令で定められたものではなく、上記項目が満たされていれば任意の様式でよい。

なお、法令で定める事項を満たした書面の様式は、例えば、フロン回収推進産業協議会が発行するものがある。(95～98頁参照)

※5 第一種特定製品の所在

所在とは、廃棄等実施者が指定する住所、建物内の位置等で、回収業者が機器の引取りまたはフロン類の回収のために向かう場所のこと

(2) 第一種特定製品廃棄等実施者が第一種フロン類回収業者へのフロン回収を他の者に委託する場合

〔法第十九条の三第二項、第三項、第六項、第七項〕

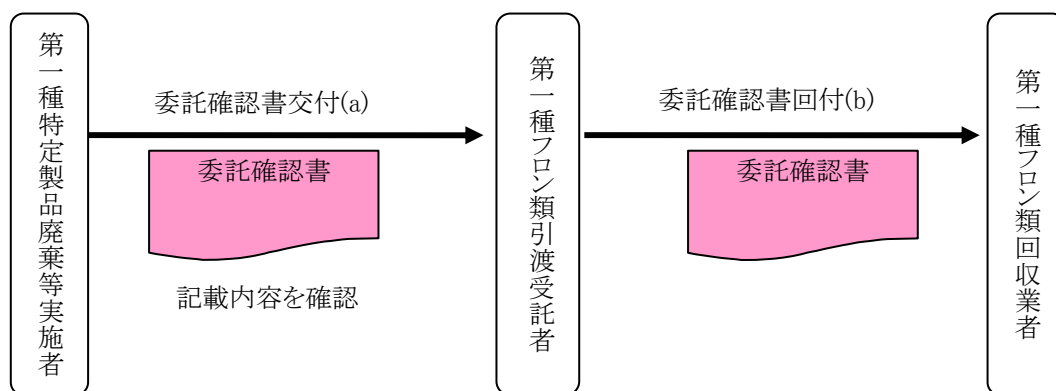
2 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の第一種フロン類回収業者への引渡しを他の者に委託する場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面(以下この条及び次条第一項において「委託確認書」という。)を交付しなければならない。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 四 その他主務省令で定める事項

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による書面の交付又は前項の規定による委託確認書の交付をする場合においては、当該書面の写し又は当該委託確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

6 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類回収業者に当該委託確認書を回付しなければならない。

7 第一種フロン類引渡受託者は、前二項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。



第一種特定製品廃棄等実施者

ア. 第一種フロン類引渡受託者に、委託確認書^{※6}を交付(a)する^{※7}。

イ. 委託確認書の写しを保存しなければならない。

○保存期間は委託確認書を交付した日から3年間(省令第5条の6)

※6 主務省令で定める委託確認書の記載内容

- 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数
- 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 当該書面の交付年月日(省令第5条の5第1号)
- 第一種特定製品の所在(省令第5条の5第2号)

様式については、法令で定められたものではなく、上記項目が満たされていれば任意の様式でよい。

なお、法令で定める事項を満たした書面の様式は、例えば、フロン回収推進産業協議会が発行するものがある。(95～98頁参照)

※7 委託確認書の交付の方法

- 第一種フロン類引渡受託者が2以上ある場合は、引渡受託者ごとに交付する。(省令第5条の4第1号)
- 委託確認書に記載されている「第一種特定製品の種類及び数並びに引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所」に相違がないか確認の上、交付する。(省令第5条の4第2号)

第一種フロン類引渡受託者

- ア. フロン回収を回収業者へ依頼する場合は、委託確認書^{※8}を回付(b)^{※9}する。(法第19条の3第6項、第7項)
- イ. 委託確認書の写しを保存しなければならない。(法第19条の3第7項)
 - 当該書面を回付した日から3年間保存。(省令第5条の13)

※8 委託確認書に追記する事項(省令第5条の12)

- 委託確認書の回付年月日
- 第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

※9 委託確認書の回付方法事項(省令第5条の11)

- 委託確認書に記載されている「第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所」に相違がないか確認の上、委託確認書を回付する。

(3)再委託承諾書の交付(フロン類の引渡しを再委託する場合)

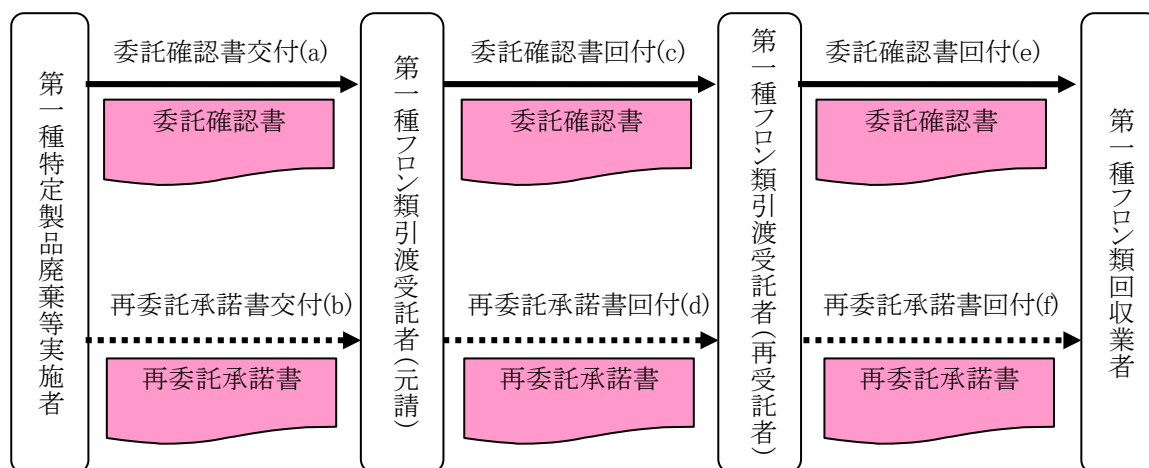
[法第十九条の三第四項～第七項]

4 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の第一種フロン類回収業者への引渡しの委託を受けた者(当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引渡受託者」という。)は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面(主務省令で定める事項が記載されているものに限る。)の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類の引渡しの再委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に当該引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所その他の主務省令で定める事項を記載し、当該引渡しの再委託を受けた者に当該委託確認書を回付しなければならない。

6 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類回収業者に当該委託確認書を回付しなければならない。

7 第一種フロン類引渡受託者は、前二項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。



第一種特定製品廃棄等実施者

再委託を承諾した書面(再委託承諾書)を交付した場合は、その写しを保存しなければならない。

- 交付した日から3年間保存。(省令第5条の8)

第一種フロン類引渡受託者(元請)

ア. 委託されたフロン類の引渡しをさらに他の者(再受託者)へ委託する場合は、あらかじめ廃棄等実施者から再委託について承諾する旨記載した書面(再委託承諾書)の交付(b)を受けなければならない。(法第19条の3第4項)

イ. 承諾を得た後、委託確認書^{※10}と再委託承諾書^{※11}の写しを再受託者へ回付(c)(d)^{※12}する。(法第19条の3第5項)(省令第5条の9)

ウ. 再委託を承諾した書面(再委託承諾書)は保存しなければならない。

- 交付を受けてから3年間保存。(省令第5条の8)

エ. 委託確認書の写しは保存しなければならない。

○回付をした日から3年間保存。(省令第5条の13)

※10 委託確認書(c)に追記する事項(省令第5条の10)

- 委託確認書(c)の回付年月日
- 再受託者の氏名又は名称及び住所

※11 再委託を承諾する書面(再委託承諾書)の記載内容(省令第5条の7)

- 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 委託した第一種特定製品の種類及び数
- 第一種特定製品の所在^{※5}
- 委託しようとする第一種フロン類引渡受託者(元請)の氏名又は名称及び住所
- 承諾の年月日
- 再委託を受けた者(再受託者)の氏名又は名称及び住所

※12 再受託者へ委託確認書を回付する際の手続き(省令第5条の9)

- 委託確認書に記載されている「第一種特定製品の種類と数」と「再受託者の氏名又は名称及び住所」に相違がないか確認の上、委託確認書を回付(c)する。
- 再委託を承諾した再委託承諾書の写しを添付(d)する。

第一種フロン類引渡受託者(再受託者)

ア. 回収業者にフロン類の回収を依頼する場合(法第19条の3第6項)は、委託確認書に記載されている「第一種特定製品の種類及び数」と「第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所」が相違ないか確認の上、委託確認書^{※13}を回付(e)し、再委託を承諾した再委託承諾書の写しを添付(f)する。(省令第5条の11)

イ. 委託確認書の写し及び再委託を承諾した書面(再委託承諾書)の写しは保存しなければならない。

○当該書面の回付した日から3年間保存。(省令第5条の8、省令第5条の13)

ウ. 委託されたフロン類の引渡しをさらに他の者(再受託者)へ委託する場合は、前頁の「第一種フロン類引渡受託者(元請)」と同じ手続きを行う。

※13 委託確認書に追記する事項(省令第5条の12)

- 委託確認書の回付年月日
- 第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

4. 第一種フロン類回収業者の引取義務

〔法第二十条〕

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて第十九条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、前条第一項の規定による書面の交付又は同条第六項の規定による委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

第一種フロン類回収業者

ア. 第一種特定製品廃棄等実施者(廃棄者)から直接に又は、引渡受託者を通じてフロン類の回収依頼があった場合は、正当な理由^{※14}がある場合を除き、フロン類を回収しなければならない。

イ. フロン類を回収する場合は、「フロン類の回収に関する基準」(省令第6条)に従い、回収しなければならない。(39～42頁参照)

※14「正当な理由」とは以下のような場合(例)が考えられる

- ①第19条の3第1項の規定による書面(回収依頼書)の交付又は同条第6項の規定による委託確認書の回付がない場合
- ②天災等不可抗力の要因によるもので、回収に係る安全が確保できない場合
 - 地震、水害などにより、回収作業場所の安全が確保できない場合
 - 事業所が天災等により被害を受け、回収・引取りが物理的に不可能な場合
- ③引取りに係る社会通念上適正な料金の支払いが見込まれない場合
 - 回収費用について、折り合いが付かない場合(回収事業者が極端に高い費用を請求するような場合を除く)
- ④技術的な理由により適切な回収を行うことができないと見込まれる場合
 - 特定製品に充てんされているフロン類の種類が不明な場合
 - 特定製品のシステムが大規模の場合、機構が複雑であるなど回収事業者の技術・装置等では適切に対応できない場合
 - 回収業者が限定された製品(例えば自動販売機や、車載型の冷凍機器のみを扱う場合や、工場等で自社所有機器のみの整備等を行う場合など)のみを扱っていて、それ以外のものの回収を依頼された場合
- ⑤引取り又は回収を行うことが違法行為を形成する場合
 - 本法及び他の法令(例えば「高圧ガス保安法」など)の規定に違反することが明らかな場合
 - 回収に必要な時間が十分に確保できず、確実にフロン回収ができない場合

【ポイント】

●本法の目的として、フロン類の大気中への放出の防止が最優先であり、「正当な理由」に該当した場合には引取りを拒否すべきとの趣旨ではない。登録を受けた回収業者として最大限努力し回収を行うことにより、フロン類の大気中への放出防止に努めるべきであることは当然である。

●①の場合は、引取りを行おうとした者に対し、「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付を求め、適正な処理を行うべきである。

●回収業者が④のように「限定された製品」のみを扱う場合にあつては、回収業者登録の申請書備考欄に、あらかじめ当該回収業者の「限定された製品」や事業の範囲を記載しておくことが望ましい。(48頁「(3)登録申請③備考欄について」参照)

5. 引取証明書の交付

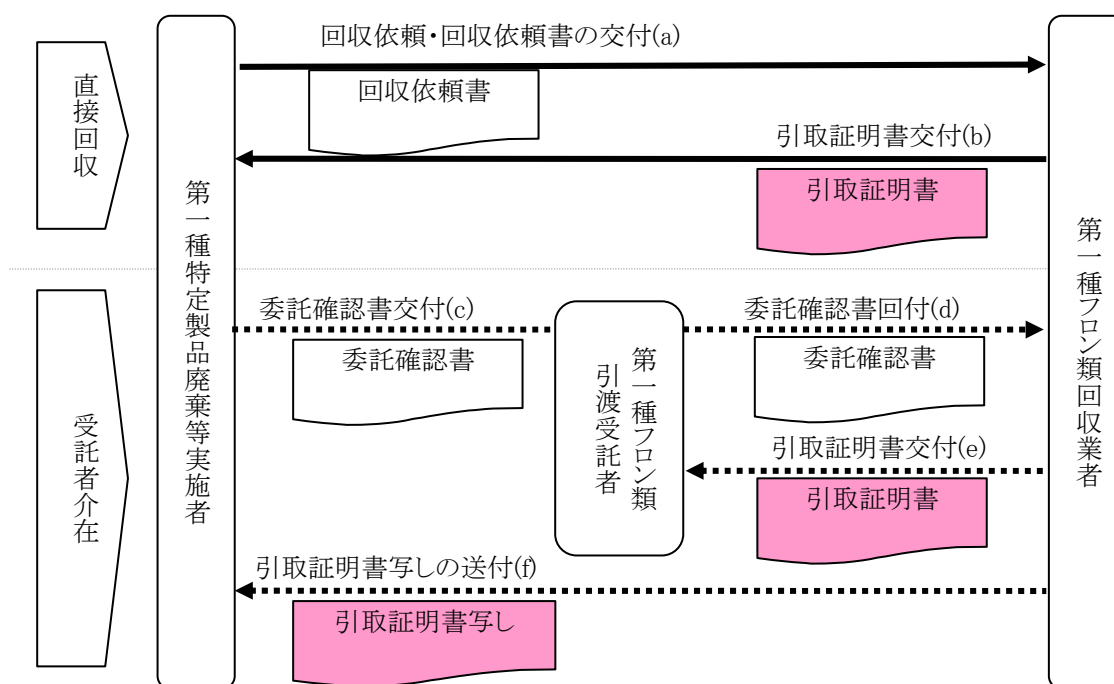
〔法第二十条の二〕

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取ったときは、フロン類の引取りを証する書面(以下この条において「引取証明書」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、引取証明書に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証明書を交付するとともに、遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書の写しを送付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類回収業者は、当該交付をした引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による引取証明書の交付又は前項の規定による引取証明書の写しの送付を受けたときは、当該引渡しを終了したことをそれぞれ当該引取証明書又は当該引取証明書の写しにより確認し、かつ、当該引取証明書又は当該引取証明書の写しをそれぞれ当該交付を受けた日又は当該送付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 第一種フロン類引渡受託者は、第二項の規定による引取証明書の交付を受けたときは、当該引取証明書を当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。



第一種フロン類回収業者

フロン類を回収後、速やかに、かつ、記載事項(機器の種類及び数、廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所)に相違がないか確認の上、引取証明書^{※15}を交付しなければならない。(省令第6条の3、省令第6条の5)

○廃棄等実施者からの直接依頼の場合(a)は、廃棄等実施者に交付(b)。

○引渡受託者を通じての依頼の場合(c)(d)は、引渡受託者に交付(e)し、写しを廃棄等実施者へ送付(f)。

イ. 引取証明書の写しを保存しなければならない。

○交付日から3年間。(省令第6条の4)

※15 引取証明書の記載内容(省令第6条の2、省令第6条の6)

- 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所(引渡受託者経由で委託確認書を交付した場合は「第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者」)
- 引き取ったフロン類が充てんされていた第一種特定製品の種類及び数
- 第一種特定製品の所在^{※5}
- 第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- 引取証明書の交付年月日
- フロン類の引取りを終了した年月日(回収終了日)
- 引き取ったフロン類の種類ごとの量

※5 フロン回収依頼の書面(回収依頼書)又は委託確認書をもとに作成する

第一種特定製品廃棄等実施者

ア. 引取証明書又は引取証明書の写しを保存しなければならない。

- 引取証明書は、交付を受けた日から3年間。(省令第6条の9)
- 引取証明書の写しは、送付を受けた日から3年間。(省令第6条の9)

第一種フロン類引渡受託者

ア. 引取証明書を保存しなければならない。

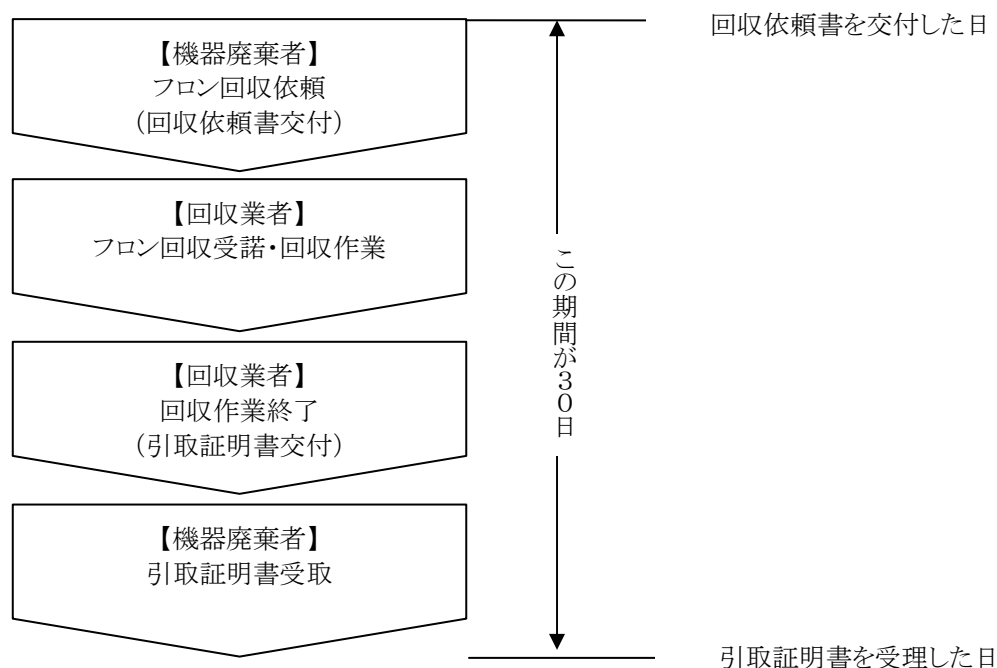
- 交付を受けた日から3年間。(省令第6条の9)

6. 引取証明書の送付期間

〔法第二十条の二〕

4 第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定める期間内に、第一項の規定による引取証明書の交付若しくは第二項の規定による引取証明書の写しの送付を受けないとき、又は第一項若しくは第二項に規定する事項が記載されていない引取証明書若しくは引取証明書の写し若しくは虚偽の記載のある引取証明書若しくは引取証明書の写しの交付若しくは送付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

(1) フロン類の回収を廃棄等実施者がフロン類回収業者に直接依頼した場合 (直接回収)

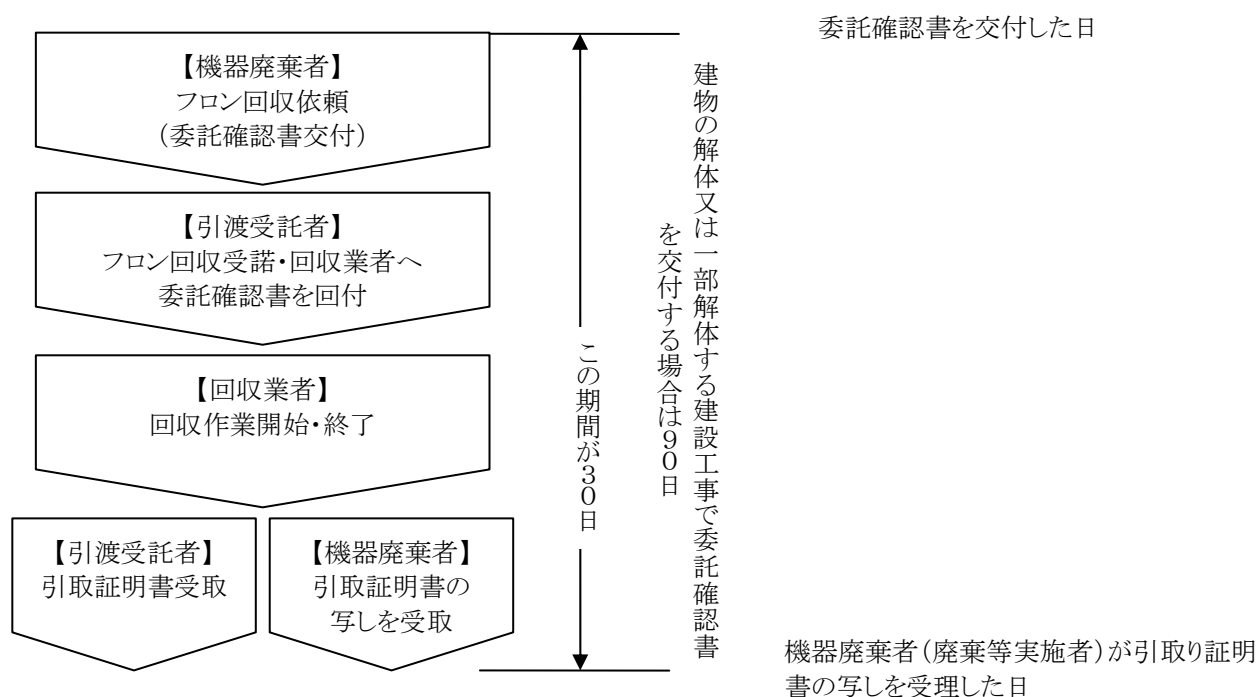


第一種特定製品廃棄等実施者

ア. フロン類の回収を回収業者へ依頼した場合は、書面(回収依頼書)を交付した日から引取証明書を受け取るまでの期間は30日間とし、これを過ぎても引取証明書が届かない場合は、都道府県知事へ書面(回収依頼書)の写しを添付して報告しなければならない。(省令第6条の8)

イ. 引取証明書の交付を受けたときは、フロン回収が終了したことを引取証明書にて確認し、必要な事項(前ページの※15)が記載されていない引取証明書、若しくは虚偽の記載のある引取証明書の交付を受けたときは、都道府県知事へ書面(回収依頼書及び引取証明書)の写しを添付して報告しなければならない。(省令第6条の8)

(2) フロン回収を廃棄者が引渡受託者を通じてフロン回収業者に依頼した場合 (受託者介在)



第一種特定製品廃棄等実施者

- ア. フロン回収を引渡受託者へ委託した場合は、委託確認書を交付した日から30日以内に引取証明書が届かない場合は、都道府県知事へ委託確認書の写しを添付して報告しなければならない。(省令第6条の8)
- イ. 建物(建築物その他の工作物)の全部又は一部を解体する建設工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合には、委託確認書の交付した日から90日以内に引取証明書の写しが届かない場合は、都道府県知事へ委託確認書の写しを添付して報告しなければならない。(省令第6条の8)
- ウ. 引取証明書の写しの送付を受けたときは、フロン回収が終了したことを引取証明書の写しにより確認し、必要な事項(28ページの※15)が記載されていない引取証明書の写し若しくは虚偽の記載のある引取証明書の写しの送付を受けたときは、都道府県知事へ委託確認書及び送付を受けた引取証明書の写しを添付して報告しなければならない。(省令第6条の8)

第一種フロン類引渡受託者

- ア. 委託確認書の交付を受けてから、30日以内に引取証明書が廃棄等実施者に届く期間を留意し、早めにフロン類の回収作業を依頼すること。
- イ. ア.と同様に、建物解体を伴う場合は、委託確認書の交付を受けた日から90日以内に引取証明書が廃棄等実施者に届く期間を留意し、早めにフロン類の回収作業を依頼すること。

【ポイント】

●法19条の3に基づく「全部又は一部を解体する建設工事」には裾切りがないので、建設業者への一括発注等の場合は概ね90日となる。しかし、回収業者へ直接フロン回収を発注する場合や、機器の入れ替えの場合などは、建設工事を伴わないので、30日となるので注意が必要である。

●従来、建設・解体工事の一括発注がなされると、フロン類の回収まで長期にわたるケースもみられる。工事の初期段階で確実にフロン回収が行われるよう、計画的な対応が求められる。

また、回収業者へ直接発注されれば、フロン回収はほぼ確実に実施されることから、工事の発注段階で、建設工事の一括発注ではなく、フロン回収の直接発注が増加することが期待される。

	解体工事 無し	解体工事 有り
廃棄等実施者が回収依頼書を交付 (廃棄等実施者⇒回収業者)	30日	30日
廃棄等実施者が委託確認書を交付 (廃棄等実施者⇒引渡受託者⇒回収業者)	30日	90日

VIII . 第一種特定製品整備者の引渡義務等

〔法第十八条の二〕

第一種特定製品の整備を行う者(以下「第一種特定製品整備者」という。)は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第一種フロン類回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の回収を行うときは、この限りでない。

2 第一種フロン類回収業者(前項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第二十一条、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条、第二十四条第三項から第五項まで、第三十三条第一項及び第四項並びに第三十四条第二項において同じ。)は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。

3 第一種特定製品整備者は、第一項本文の規定により第一種フロン類回収業者に第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収させた場合において、当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんされなかったものがあるときは、これを当該第一種フロン類回収業者に引き渡さなければならない。

4 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品整備者から前項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

第一種特定製品整備者

- ア. 第一種特定製品の整備時に、フロン類を回収する必要がある場合、「第一種特定製品整備者」が自ら「第一種フロン類回収業者」の登録を受けて、回収を行うか、もしくは「第一種フロン類回収業者」へ委託して、フロン回収を行わなければならない。
- イ. 整備者が自らフロン類を回収するときは、回収業者の登録を受けると共に、「フロン類の回収に関する基準」(省令第6条)に従わなければならない。(39～42頁参照)
- ウ. 整備者がフロン回収を回収業者に委託した場合、「回収したフロン類」のうち、当該機器に再充てんしたフロン類以外は、回収業者に引き渡さなければならない。

第一種フロン類回収業者

- ア. フロン類を回収するときは、「フロン類の回収に関する基準」(省令第6条)に従って行わなければならない。(39～42頁参照)
- イ. 整備者から委託されて回収したフロン類は、正当な理由^{※16}がある場合以外は、引き取らなければならない。

※16「正当な理由」とは、下記のような場合が考えられる。

- 引取りに係る社会通念上適正な料金の支払いが見込まれない場合

【ポイント】

- 従来、機器の整備時(通常のメンテナンスや修理など)のフロン回収については、技術基準、運搬基準を定めるのみであったが、廃棄時と同様に都道府県知事の登録を受けた回収業者への引渡義務を課し、責任の明確化が図られている。(法第18条の2)
- 具体的な規定は廃棄時と同様である。

●整備業者も、フロン回収を行う場合には、第一種フロン類回収業者の登録が必要となる。**(法第9条)**

フロン回収とは、第一種特定製品からフロン類を抜き取ることをいう。

整備業者でフロン類の抜き取り行為を行う者は、通常第一種フロン類回収事業者の登録を受けていると考えられるが、登録を受けていない場合は、自ら登録を受けるか、抜き取りを行う際には登録を受けた回収事業者に委託して行わせる必要がある。

整備発注者(機器の所有者や使用者)が自ら整備を行う場合(大規模な冷凍倉庫や工場などが考えられる)も同様である。

●今回の法改正で義務付けられた行程管理制度は、機器の廃棄時に機器廃棄者と回収業者との間に引渡しを受託する第三者が介在することが多いという実態を踏まえ導入されたものであるが、機器の整備時については、整備者と回収業者が同一であることが一般的であるという実態を踏まえ、導入されていない。

●整備時に回収(抜き取り)を行う整備業者は、法施行後3ヶ月以内(平成19年12月31日まで)に登録を申請する必要がある。登録を受けるまでの期間は見なし回収事業者として、改正法の規定が適用される。**(法附則第3条第3項、第4項)**

●整備業者が機器整備を行うために第一種フロン類回収業者の登録を受けた場合、回収業者として機器廃棄時の引取義務も課されることとなる。整備業者の対象とする製品、事業範囲が限定的である場合には、登録の申請時、申請書備考欄にその旨記載する。(48頁参照)

●法第18条の2第3項は、廃棄時と同様に、整備発注者から回収業者への引渡義務を課したものであるが、整備・修理時特有の事情として、一旦冷媒を抜き取り、修理の後に再充てんする場合があります、この場合を引渡義務の対象外としている。

IX . 回収業者の責務、登録

1. 第一種フロン類回収業者の引取義務

〔法第二十条〕

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて第十九条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、前条第一項の規定による書面の交付又は同条第六項の規定による委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

第2章 VII 4. 第一種フロン類回収業者の引取義務〔法第20条〕を参照(26頁)。

2. 第一種フロン類回収業者の引渡義務

〔法第二十一条第一項〕

第一種フロン類回収業者は、第十八条の二第一項ただし書の規定により第一種特定製品に係るフロン類を回収した場合において当該フロン類のうちに再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんしなかったものがあるとき、又は同条第四項若しくは第二十条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、自ら当該フロン類の再利用(当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。)をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第二十六条第二号ニに規定するフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

(第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外)

〔省令第七条〕

法第二十一条第一項の主務省令で定める場合は、第一種フロン類回収業者が引き渡したフロン類を再利用する者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として都道府県知事が認める者に引き渡す場合とする。

第一種フロン類回収業者

- ア. 第一種特定製品の廃棄等又は整備の際に、回収または引き取ったフロン類は、ア.
「自ら再利用^{※17}」又はイ.「省令で定める者^{※21}に引き渡す」又はウ.「フロン類破壊業者へ
引き渡し」をしなければならない。
- イ. ただし、第一種特定製品の整備の際に回収したフロン類を当該特定製品に再び充て
んしたものは除く。

※17「自ら再利用」とは、例えば、

- 回収業者が回収したフロン類を自ら冷媒その他製品の原材料(フッ素樹脂原料等)として使用する場合
- 冷媒その他製品の原材料(フッ素樹脂原料等)として利用する者^{※18}に譲渡(有償若しくは無償^{※19})する(譲渡し得る状態にする^{※20})場合等

※18「冷媒その他製品の原材料として利用する者」とは、

- 冷凍空調機器等に充てんする設備工事業者
- フッ素樹脂に加工するメーカー
- 簡易再生フロンをサービス缶に詰めて売却する者
- 蒸留精製してフロン類を売却する者等

※19「有償若しくは無償で」とは、

○回収業者が金銭等を支払って引き取ってもらう場合は認められない。(引取者に不法放出の動機を与えないため)

※20「譲渡し得る状態にする」とは、

○譲渡する前に一定の限度において保管することを認めるもの

※21「省令で定めるもの」とは(省令第7条)

○第一種フロン類回収業者が引き渡したフロン類を再利用する者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として都道府県知事が認めた者である。

都道府県知事が認めていることが何らかの形で明示されていることが必要であり、条令や要綱などにより、認定の基準を定めているところもある。

○例えば、フロン回収等推進協議会等が設置する中間収集センターや、業務用冷凍空調機器の関係業界が設置する回収冷媒管理センター等が考えられる。これらセンターにおいて、回収業者から再利用できるフロン類は有償で引き取り再利用に回し、再利用できないフロン類は逆有償で引き取って破壊業者に回す場合がある。

○このような逆有償を伴うような形態は、信頼のおける者に限定しないと不法放出が行われるおそれがあるため、これらのセンター等に限定する趣旨で、都道府県知事が認める場合に限るとしている。

○なお、第一種フロン類回収業者が都道府県知事が認める者以外にフロン類を引き渡した場合(フロン類を再利用する場合、フロン類破壊業者に引き渡す場合及び、回収業者の委託を受けてフロン類の運搬を行う場合を除く)には、引渡義務違反となり、都道府県知事による指導、助言等の対象となる。

3. 第一種フロン類回収業者の記録

〔法第二十二條第一項〕

第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品の整備が行われる場合において回収した量(回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんした量を除く。第三項において同じ。)、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第二十六條第二号ニに規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

〔省令第九條〕

法第二十二條第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品の整備又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合の別、フロン類を回収した年月日、当該回収に係る第一種特定製品の整備の発注者及び第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所、当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに回収したフロン類の量(第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんした量を除く。)
 - 二 フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の量
 - 三 フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用した年月日及びその量又は冷媒その他製品の原材料として利用する者にフロン類を有償若しくは無償で譲渡した年月日、その相手方の氏名若しくは名称及び譲渡したフロン類の量
 - 四 フロン類を第七條に規定する場合において引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の量
- 2 第一種フロン類回収業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の回収、再利用又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録の作成の日から五年間保存しなければならない。

〔省令第十條〕

- 前條第二項に規定する記録は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)により作成し、保存することができる。
- 2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。
 - 3 第一項の規定による保存をする場合には、主務大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(1)記録の内容

第一種フロン類回収業者の記録する内容は、次のとおり。

フロン類の種類(CFC、HCFC、HFC)ごとに、

- ① 第一種特定製品の整備時又は廃棄等が行われる場合、回収を行ったときごとに、回収した年月日、整備又は廃棄等の区別、整備の発注者及び整備者又は廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所、第一種特定製品の種類及び台数、回収量(ただし、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量は除く)。
- ② フロン類破壊業者に引き渡したときごとに、引き渡した年月日、破壊業者の氏名又は名称、引き渡した量。
- ③ 自ら再利用したときごとに、年月日、再利用量。再利用する者に引き渡したときごとに、年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡した量。
- ④ 引渡し先の例外(【※21「省令で定めるものとは」】(35頁参照))として都道府県知事が認めた者に引き渡したときごとに、年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡した量。

なお、記録する内容のうち「フロン類の種類」については、CFC、HCFC、HFCの区分のみならず、冷媒番号(R12、R134a等)を付記しても構わない(例：

CFC（R12））。また、「第一種特定製品の種類」についても同様に、日本商品分類名等の細かい分類（例えば、除湿器、ショーケース等）を付記しても構わない（例：エアコンディショナー（除湿器）、冷凍・冷蔵機器（ショーケース））。

ただし、都道府県知事への報告（44頁参照）に際しては、登録申請の区分に従い報告しなければならない。

(2)記録方法

第一種フロン類回収業者の記録は、帳簿を備え、これを5年間保存することが必要となる。

帳簿の様式については法令で定められたものはない。(1)の項目が含まれていれば良いが、参考として帳簿の例を91、92頁に示す。

帳簿（記録）は電子媒体等の電磁的方法により作成し、保存することができる。電磁的方法による保存をする場合に、情報システムの安全対策等について確保するよう努めなければならない基準が告示で定められている。（平成17年経済産業省 環境省 告示第2号）

帳簿のかわりに伝票を活用してもよいと考えられる。

なお、回収量の報告は登録を受けた都道府県ごとに報告を行う必要があるため、帳簿の段階で回収した場所等の記録を都道府県ごとに分けておくことが望ましい。

【ポイント】

●従来より、回収業者は、帳簿の記載、回収量等の都道府県知事への報告等が義務付けられている。

今回の法改正により、整備時にフロン回収を行う場合についても、これらの義務が追加された。（法第22条第1項、第3項）

●また、廃棄等実施者その他の関係者が回収業者の記録の閲覧を求めることができる旨の規定が新設された。この規定により、廃棄者等の関係者は、行程管理制度と合わせて、自身の第一種特定製品のフロン類がどのように回収されたか確認することが可能である。

（法第22条第2項）

●整備時の記録は、従来の廃棄時とは別に記録する必要がある。都道府県知事への報告についても同様である。なお、破壊業者の段階では、整備時と廃棄時の分けることに意味がないため別々に記録・報告する必要はない。なお、再資源化に伴うフロン回収については、従来の廃棄時と同様の扱いとなるので、「廃棄等」の欄に廃棄に伴うフロン回収とあわせて、回収量等を記録・報告することになる。

●今回の改正により、第一種特定製品の種類が変更されたことに伴い、記録、報告等に関する内容が平成19年10月1日から変更となる。54頁の第一種特定製品の種類(50kg)の改正についてを参照されたい。

4. フロン類の運搬に関する基準

(1) フロン類の運搬に関する基準

【法第二十一条第二項】

2 第一種フロン類回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(第一種フロン類回収業者等によるフロン類の運搬に関する基準)

【省令第八条】

法第二十一条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 回収したフロン類の移充てん(回収したフロン類を充てんする容器(以下「フロン類回収容器」という。)から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。)をみだりに行わないこと。
- 二 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

フロン回収・破壊法では、回収したフロン類を運搬するにあたり遵守すべき運搬基準を省令で定めている。当該運搬基準は回収業者だけでなく、委託を受けて運搬を行う者(一般運送業者など)にも適用される。

- ① 省令第8条第1号に掲げる「移充てん」とは、回収したフロン類を容器から容器へ移し換えることである。また、これを「みだりに行わない」とは、不必要な移充てんを行ってはならないとの意味である。例えば回収したフロン類の輸送効率向上等のために行われている中継地点における移充てんなどは、これに該当しない。
- ② 省令第8条第2号は、運搬時のフロン類回収容器の取扱いに関して基準が定められている。

(2) 高圧ガス保安法上の規制

フロン類のうち、高圧ガスに該当するものについては、「高圧ガス保安法」上の基準を遵守しなければならない。以下、フロン回収等に関係する高圧ガス保安法上の基準の概略を示すが、遵守すべき事項の詳細は高圧ガス保安法を参照されたい(項目名の括弧内は「高圧ガス保安法」上の基準の名称)。

① 運搬時における基準(移動の基準)(高圧ガス保安法第23条)

高圧ガス保安法では、高圧ガスを運ぶことを「移動」と称している。回収したフロン類が充てんされている容器を回収装置から取り外して「移動」する場合は、高圧ガス保安法の適用を受ける。

② 移充てんする場合の基準(高圧ガスの製造の基準)(高圧ガス保安法第5条)

高圧ガス保安法では、圧縮、減圧等の圧力変化や液化、気化等の相変化することなどを「製造」と称している。つまり、フロン類を容器から容器へ移し替える場合(移充てんする場合)は、高圧ガス保安法上の「製造」に該当し、その処理能力に応じて届出などが必要となる。

③ 保管する場合の基準(貯蔵の基準)(高圧ガス保安法第15条)

高圧ガス保安法では、一時的ではあっても容器を保管する場合、「貯蔵」に該当し、貯蔵量に応じて、届出などが必要となる。

5. フロン類の回収に関する基準

〔法第十八条の二第二項〕

2 第一種フロン類回収業者(前項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第二十一条、第二十二條第一項から第三項まで、第二十三條、第二十四條第三項から第五項まで、第三十三條第一項及び第四項並びに第三十四條第二項において同じ。)は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。

〔法第二十条第二項〕

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

(第一種フロン類回収業者等によるフロン類の回収に関する基準)

〔省令第六条〕〔法第二十条第二項〕の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第一種特定製品の冷媒回収口における圧力(絶対圧力をいう。以下同じ。)の値が、一定時間が経過した後、別表第一の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第十八条の二第一項に規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収を行う場合であって、冷凍サイクル(第一種特定製品中の密閉された系統であって、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。)に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあつては、この限りでない。

二 フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

別表第1

フロン類の圧力区分	圧力
低圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa未満のもの)	0.03 MPa
高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であつて、フロン類の充てん量が2kg未満のもの)	0.1 MPa
高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であつて、フロン類の充てん量が2kg以上のもの)	0.09 MPa
高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa以上のもの)	0.1 MPa

第一種特定製品からフロン類を回収する場合には、省令で定められている回収基準に従って、フロン類を回収しなければならない。具体的には、第一種特定製品に充てんされているフロン類の圧力、充てん量に応じて、冷媒回収口の圧力が所定の圧力以下になるまで吸引することが必要となる。

また、回収の実効をあげるために、回収方法について十分な知見を有する者が回収を行う、あるいは、回収に立ち会うことが定められている。

(1)圧力の換算

省令別表第1に記載されている圧力値は、絶対圧力をS I単位で示したものである。絶対圧力とゲージ圧力との対応について表1に示した。

表1 絶対圧力とゲージ圧力の対応について

	単位	省令で扱っている圧力値				
		2	0.3	0.1	0.09	0.03
SI単位(絶対圧力)	MPa	2	0.3	0.1	0.09	0.03
SI単位(ゲージ圧力)	MPa	1.9	0.2	0	-0.01	-0.07
工学単位(ゲージ圧力)	kgf/Cm ²	19	2	0	-0.1	-0.7
真空圧力	mmHg			0	-100	-500

(2)冷媒の圧力区分(参考としてゲージ圧力を()内に付記)

省令における回収基準ではフロン類の圧力により、①低圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa(ゲージ圧力0.2MPa)未満)、②高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa(ゲージ圧力0.2MPa)以上2MPa(ゲージ圧力1.9MPa)未満)、③高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa(ゲージ圧力1.9MPa)以上)の3区分に分類されている。表2に省令のフロン類の圧力区分に該当する主要な冷媒フロンの種類を示した。

表2 フロン類の圧力区分と該当する主要な冷媒の対比

フロン類の圧力区分	フロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
低圧ガス	R11,R113	R123	
高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3~2MPa未満)	R12,R114, R115,R500,R502	R22	R134a,R32,R407C,R407E, R410A,R507A, R404A
高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa以上)	R13,R503		R23

①低圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa(ゲージ圧力0.2MPa)未満)

低圧ガスは、高圧ガス保安法の適用を受けない。また、低圧ガスは、低圧型遠心冷凍機にしか使用されていない。低圧ガスは沸点が高く常温で液体状態であること、及び、低圧型遠心冷凍機におけるフロン類の充てん量が100kg~数トンと極めて大きいため、回収に当たっては専門の技術を要する。

②高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa(ゲージ圧力0.2MPa)以上2MPa(ゲージ圧力1.9MPa)未満)

高圧ガス保安法の適用を受けるフロン類で、最も一般的に使われている。高圧ガス保安法の技術基準に適合した回収機を用いてフロン類の回収を行う場合は、高圧ガス保安法の適用除外となるが、その他の方法によってフロン類を回収する場合は、高圧ガス保安法に基づいて高圧ガス製造の届出等が必要になる。

③高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa(ゲージ圧力1.9MPa)以上)

温度が極めて低い特殊冷凍機器に用いられるフロン類である。高圧ガス保安法の適用を受ける。対応する冷凍機は、比較的小型で、回収の対象となるフロン類の量は少ない。

高圧ガス保安法上、高圧ガス保安法の技術基準に適合した回収機を用いてフロン回収を行う場合は、法の適用除外となるが、その他の方法によってフロン類を回収する場合は、高圧ガス保安法に基づいて高圧ガス製造の届出等が必要になる。

(3)フロン類回収の基本手順と確認事項

①低圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa(ゲージ圧力0.2MPa)未満)の回収

ア. 回収機の準備

省令で冷媒回収口における所定の圧力が0.03MPa(-500mmHg)とされていること及び、回収能力の大きな装置が求められることから、これに合った特殊な回収機を用意する必要がある。

イ. 回収手順と注意事項

機器停止時には、フロン類は主として蒸発器に液体として存在することから、機内を冷媒等で0.02MPa程度加圧して液体の状態での回収する。同時に冷凍機油も抜き取るようにする。

液回収後に、回収機を接続して、所定の吸引圧力以下になるまで残存ガスの回収を行う。通常は、1～2日間回収作業を続ける場合が多いと考えられる。内部ガス温度と吸引圧力によって残ガス量が決まるが、現状の技術レベルを考慮して、通常の外気温度下で最大90%以上の回収効率を確保できることを目安にして、省令では所定の圧力は、0.03MPaに規定されている。

大型機器でフロン類の充てん量が多いことを考慮すると、残存量を極力少なくするためには更に低い圧力まで吸引するほうがよい。

所定圧力以下まで吸引した後に、回収機を停止して、回収機側のバルブを閉止して、圧力の変化を観察する。「一定時間が経過した後」に、所定の圧力以下に保持されていることを確認（この場合、所定の圧力を超えて圧力上昇していたら再度回収を行う。）して、回収作業を終了する。

液体フロンと冷凍機油の回収後に、気体フロンを回収した場合は、30分程度の時間を置けば十分であると考えられる。

②高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3～2MPa(ゲージ圧力0.2～1.9MPa)未満)の回収 ア. 回収機の準備

現在、市場に流通している多くの回収機は、この区分のフロン類を回収するために開発されている。実作業上は、次の2点について配慮する必要がある。

○回収できる冷媒の種類

回収機は高圧ガス保安法に基づく技術基準に従って製造されていることが必要となる。各回収機は、高圧ガス保安法に基づいて、回収できる冷媒の種類をR番号で指定している。

従って、使用する回収機が使える冷媒の種類をR番号で確認する必要がある。

○吸引圧力

省令によってフロン類の充てん量に応じて定められた圧力以下になるまで吸引を行うことになる。従って、使用する回収機が省令で定められた圧力以下まで吸引できることを予め確認する必要がある。

イ. 回収手順と注意事項

○回収しようとしている機器に充てんされている冷媒の種類及び充てん量を調査する。

○複雑な冷媒回路を有するシステムにおいては、吸引不可能な密閉空間を形成する場合がありますので、必要に応じて複数箇所から吸引する。

○冷凍機の運転が可能な場合は、予め暖機運転やポンプダウンを行うと、より確実な回収ができる。

○凝縮器等の冷却水は、予め抜き取る。

○回収機を稼働させて、所定の圧力以下まで吸引する。

○回収機を停止して、回収機側のバルブを閉止して、圧力の変化を観察する。

○一定の時間経過後に、所定の圧力を超えて圧力が上昇していたら再度回収作業を行う。

○所定の圧力以下に保持されていた場合は回収作業を終了する。

○省令で定める「一定時間が経過した後」については、以下を参考に適切な時間が必要である。

所定の圧力まで吸引した後に圧力が上昇するのは、冷凍機油に溶解しているフロン類が外部からの浸入熱によって蒸発することや残存空間から狭い通路を通して吸引空間にフロン類が移動することが原因である。従って、残存する冷凍機油の量が多く温度が低い場合、外気温度が低い場合、フロン類の充てん量と回収機の能力の比が小さく、見掛け上短時間に吸引できる場合、2箇所からの吸引が不可能で1箇所から吸引している場合等においては、時間を長く取る必要がある。

フロン類の充てん量が2kg未満の場合は、一般的に10分程度の時間で良いと考えられるが、上記の条件に応じて保持時間を増減する必要がある。

なお、充てん量が2kg以上の場合は、さらに長い時間が必要となる。

③高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa(ゲージ圧力1.9MPa)以上)の回収

ア. 回収機の準備

沸点が極めて低く、常温時のガス圧力が高くなるため、回収機及び回収容器は、特別の耐圧特性を有するものが必要となる。

イ. 回収手順と注意事項

基本的に、高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3~2MPa未満)の場合と同様である。

「一定時間が経過した後」については、一般的に、高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3~2MPa(ゲージ圧力0.2~1.9MPa)未満)の場合に比べて短時間で良いと考えられる。

(4)十分な知見を有する者

第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者が十分な知見を有する者と考えられる。

なお、業務用冷凍空調機器の回収に係る資格には、主に以下のようなものがある。

ア. 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者

イ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)

ウ. 冷凍空気調和機器施工技能士

エ. 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者

オ. フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者

カ. 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)

キ. 技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))

ク. 自動車電気装置整備士(ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る)

6. 回収量等の記録の閲覧

〔法第二十二條第二項〕

2 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品の整備の発注者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第一種フロン類回収業者

- ア. 廃棄等実施者や引渡受託者、つまり、委託確認書または再委託確認書に記載されている関係者又は整備の発注者や整備者から、回収業者に対し、回収業者がフロン回収・破壊法に基づく記録・保存(法第22条第1項、省令第9条)をしている回収量や処理量、処理委託先等の情報や内容を閲覧したいとの申し出があれば、正当な理由^{※22}がない場合、これら関係者に記録を開示しなければならない。
- イ. 回収業者には委託確認書の保存義務はないが、法では引渡受託者による閲覧を認めており、当該関係者と特定できない場合も考えられるため、委託確認書の保存や引渡受託者の氏名又は名称等の記録をしておくことが望ましい。

※22「正当な理由」とは以下のような場合(例)が考えられる

- ①記録の保存期間が既に経過している場合
- ②地震、水害、火災などにより、記録が消滅してしまった場合
- ③閲覧を申し出た引渡受託者が、引渡受託者であることの特定ができなかった場合
- ④営業時間外や閲覧することによって、業務に多大な支障が生じる場合
- ⑤閲覧を申し出た者が当該関係者である証を示さなかった場合

第一種特定製品の整備の発注者
第一種特定製品整備者
第一種特定製品廃棄等実施者
第一種フロン類引渡受託者

- ア. 自らの回収に係る記録について、いつでも回収業者に対し、閲覧を求めることができる。
- イ. ただし、閲覧希望及びその内容を出来るだけ事前に回収業者に伝え、閲覧することで回収業者の業務に支障を来さないよう配慮することが望ましい。(例えば、整備時の伝票の控えや委託確認書の写しを事前に提示する等。)
- ウ. 回収業者の求めに応じて、閲覧を求めている内容の関係者であることを証する必要がある。
- エ. 本規定により開示する内容は、本法に基づき記録、保存の義務が課されている内容である。これら以外の情報が保存書面に記されている場合は、個人情報等に留意しマスキングなどによって覆うことにより対応することが考えられる。

7. 都道府県への報告

〔法第二十二條第三項〕

3 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品の整備が行われる場合において回収した量、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第二十六條第二号ニに規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

〔省令第十一條〕

法第二十二條第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度(年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)においてフロン類を回収した第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収したフロン類の量(第一種特定製品の整備が行われた場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんした量を除く。)

二 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度当初に保管していたフロン類の量

三 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の量

四 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において自ら再利用したフロン類の量

五 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において第七條に規定する場合において引き渡したフロン類の量

六 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度末に保管していたフロン類の量式第三による報告書はその業務を行った区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、年度終了後四十五日以内に、様式第三による報告書とその業務を行った区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(1)報告義務

年度末時点で登録を受けている回収業者は、省令で規定する様式第3(88、89頁参照)により作成した報告書に必要事項を記載した上で、当該年度終了後45日以内(5月15日まで)に都道府県に提出しなければならない。

年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

報告は、回収業者の登録単位で、登録を受けた都道府県ごとに整備又は廃棄等の別に行うことになる。この場合、登録した都道府県内での区域(回収した場所)に関する回収量等が対象となり、これを報告することになる。例えば、〇〇県で回収した回収量等は〇〇県へ、▲▲県で回収した回収量等は▲▲県へ、それぞれ報告することになる。

なお、回収量等の実績が無い場合であっても、報告する必要がある。

(2)報告内容

報告書に記載する内容は次のとおり。

フロン類の種類ごと、整備・廃棄等の別ごとに、

①回収した第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収量

②年度当初の保管量

③フロン類破壊業者に引き渡した量

④自ら再利用した量

⑤引渡し先の例外(【※21「省令で定めるものとは」】(35頁参照))として省令第7条に

基づき、都道府県が認めた者に引き渡した量
⑥年度末の保管量

今回の改正により、第一種特定製品の種類が変更されたことに伴い、記録、報告等に関する内容が平成19年10月1日から変更となる。54頁「第一種特定製品の種類（50kg）の改正について」を参照されたい。

8. 主務大臣への通知

〔法第二十二條第四項〕

都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

〔省令第十二條〕

法第二十二條第四項の規定により、都道府県知事は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、年度終了後四月以内に、様式第四による通知書を環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

(1)通知義務

各都道府県は、回収業者からの報告を集計し、省令に規定する様式第4（69，70頁参照）により作成した通知書に必要事項を記載した上で、年度終了後4ヶ月以内に環境大臣又は経済産業大臣のいずれかに2通提出しなければならない。

(2)通知内容

通知書に記載する内容は次のとおり。

フロン類の種類ごと、整備・廃棄等の別ごとに、

- ①回収した第一種特定製品の台数
- ②回収量
- ③年度当初の保管量
- ④フロン類破壊業者に引き渡された量
- ⑤再利用等された量（「自ら再利用した量（再利用する者に引き渡した量を含む）」と「引渡し先の例外（【※21「省令で定めるものとは」】（35頁参照））として都道府県が認めた者に引き渡した量」との合計量）
- ⑥年度末の保管量

9. 第一種フロン類回収業者の登録

〔法第九条〕

第一種フロン類回収業(第一種特定製品が整備され、又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。)を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 その業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類
- 四 事業所ごとの第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力
- 五 その他主務省令で定める事項

〔省令第二条〕

法第九条第二項(法第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により第一種フロン類回収業者の登録の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、第一種フロン類回収の業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者が外国人である場合においては、外国人登録証明書の写し
二 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
三 申請者がフロン類回収設備の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類

四 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

五 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員)が法第十一条第一項各号に該当しないことを説明する書類

2 法第九条第二項第五号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業所ごとのフロン類回収設備の数

二 回収しようとするフロン類の種類ごとに、フロン類の充てん量が五十キログラム以上の第一種特定製品の回収を行う場合にはその旨

3 都道府県知事は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第五項若しくは第三十条の八第一項の規定により、第一項の申請をしようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、第一項の申請をしようとする者が個人(外国人を除く。)である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(1)第一種フロン類回収業者の登録を必要とする者

第一種特定製品の廃棄等が行われる場合に、第一種特定製品から冷媒として充てんされているフロン類の回収を行おうとする者、及び第一種特定製品の整備の際、フロン類の回収を行う者は、その業を行おうとしている区域を管轄している都道府県の登録を受けなければならない。

また、第一種特定製品を廃棄等を行おうとする際、廃棄者自らそのフロン類の回収を行う場合、及び第一種特定製品を整備する際、整備者自らそのフロン類の回収を行う場合には登録が必要となる。

なお、登録を受けないでフロン回収を業として行った者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課される。

(2)第一種フロン類回収業の登録先

回収業務を行う区域とは、都道府県単位を指し、その区域の事業所の所在の有無にかかわらず、当該区域を管轄する都道府県知事の登録を受けることが必要となる。

例えば、〇〇県の業者が、〇〇県以外に▲▲県でも回収を行う場合には、〇〇県と▲▲県の両方に登録が必要となる。

(3)登録申請

①登録申請

- ア. 登録申請の際の申請書は、省令様式第1に従って作成することになる(62、63頁参照)。また、同一区域内において、フロン類の回収を行う事業所が複数有り、これを一括して申請する場合には、複数事業所の一括申請書の記入要領による方法によって行うことになる(73頁参照)。
- イ. 申請先及び申請方法については、都道府県の担当課(71頁参照)に相談する。
- ウ. 登録申請手数料は、都道府県によって異なることから担当課への確認が必要となる。

②主務省令で定める添付書類

ア. 本人を確認できる書類

- 個人の場合で、都道府県知事が住民基本台帳法に規定する本人確認情報を利用することができる場合は、当該書類は不要。ただし、これを利用できない場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票等の写しが必要。
- 法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の登記事項証明書。
- 外国人の場合は、外国人登録証明書の写し。

イ. フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

- 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し。
- 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のうち、いずれかの写し。

ウ. フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

- 申請書に記載された以下の項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要となる。

○フロン類の回収設備の種類

- ・CFC用
- ・HCFC用
- ・HFC用
- ・CFC・HCFC兼用
- ・CFC・HFC兼用
- ・HCFC・HFC兼用
- ・CFC・HCFC・HFC兼用

○回収設備の能力

- ・200g/min 未満
- ・200g/min 以上

○現在使用されているフロン類の回収設備について、その種類及び能力の一覧を示す。(78～86頁参照)登録申請の際に必要な「回収設備の種類」と「能力を示す書類」を作成(又は確認)する場合に参考のこと。なお、一覧表における回収能力については、冷媒回収推進・技術センター(RRC)規格「冷媒回収装置回収能力試験基準」に基づいたもので、この一覧表にない回収設備については、申請の際にRRC規格を参照するなどして、回収能力を確認した書類を添付すること。

・RRC規格の詳細等については、以下の連絡先に照会すること。

冷媒回収推進・技術センター

((社)日本冷凍空調設備工業連合会内)

電話番号:03-3435-9411 http://www.rrc-net.jp/008/index_03.html

エ. 申請者等が法に定める欠格要件(※)に該当しないことを説明する書面

○申請者等が法第11条第1項各号に該当しない者であることを誓約した旨の書面(87頁参照)を添付すること。

(※)欠格要件

○成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。

○法律に違反して罰金以上の刑に処せられ、2年を経過しないもの。

○登録を取り消され2年を経過しないもの など。

③備考欄について

ア. 申請書の備考欄には、申請に係る事項の補足的説明やフロン類の回収を自ら行う十分な知見を有する者又はフロン類の回収に立ち会う十分な知見を有する者(42頁参照)の氏名等を記載する。

イ. 都道府県の判断により十分な知見を有する者の氏名の記載を依頼される場合がある。

ウ. 申請に係る事業者が回収予定の製品、事業範囲が限定される場合(例えば自動販売機や車載型の冷凍機器のみを扱う場合、工場、冷凍倉庫等で自社所有の機器のみを対象とする場合など)には、その内容を記載する。

④その他(参考として添付してもよい資料)

ア. 申請書備考欄に記載した事項等について、都道府県が自らの判断で、申請書に参考として以下のような資料の添付を依頼することがある。

○フロン類の回収を自ら行う十分な知見を有する者又はフロン回収に立ち会う十分な知見を有する者が有する資格に関する資料

○フロン類の回収業務の経験に関する資料

10. 登録の基準

〔法第十一条〕

都道府県知事は、第九条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第一種特定製品からのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定(引取業者(使用済自動車再資源化法第二條第十一項に規定する引取業者をいう。以下同じ。)、第二種フロン類回収業者(同条第十二項に規定するフロン類回収業者をいう。以下同じ。))又は自動車製造業者等(同条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。)に係るものに限る。第二十六條第二号ロにおいて同じ。)又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 第十七條第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者

四 第九条第一項の登録を受けた者(以下「第一種フロン類回収業者」という。)で法人であるものが第十七條第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその第一種フロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

五 第十七條第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

〔省令第三条〕

法第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。

二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

三 申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充てん量が五十キログラム以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、一分間に二百グラム以上のフロン類を回収できるものであること。

以下の要件を満たす事業者について登録が行われる【フロン類回収業者登録通知書】(90頁参照)。

ただし、申請書や添付書類の重要な事項に虚偽の記載があるか、記載が欠けているとき又は申請者が欠格要件に該当するときは、登録は拒否される。

ア. 申請に係る事業所ごとに、記載されたフロン類回収設備が使用できること。

イ. フロン類の回収に使用する回収設備の種類が、回収しようとするフロン類の種類に対応していること。

ウ. フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品の場合には、回収設備が1分間に200g以上のフロン類を回収できる能力を有すること(複数の回収設備の能力の合計でも良い)。

11. 申請後の手続等

〔法第十条〕

都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種フロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

〔法第十四条〕

都道府県知事は、第一種フロン類回収業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(1)都道府県による登録の実施

①第一種フロン類回収業者登録簿への登録について

ア. 都道府県は、登録申請に基づいて、登録を行う際には、第一種フロン類回収業者登録簿に以下の項目を記載する。

イ. 第一種フロン類回収業者登録簿は、特に様式は定められていないが、一般の方が閲覧できる状態にしておくことが必要となる。また、多くの都道府県がホームページで公表している。(法第14条)

〈法第十条による必須項目〉

- 登録番号
- 登録年月日
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業所の名称及び所在地
- 業務対象の第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

〈記載した方がよい項目〉

- 有効期限満了年月日

②申請者への通知について【フロン類回収業者登録通知書】(90頁参照)

ア. 都道府県は、第一種フロン類回収業者登録簿に登録した後、申請者に登録した旨を通知する。

イ. 登録の更新あるいは、変更の届出があった場合にも、登録申請時と同様に、第一種フロン類回収業者登録簿に必要事項を記載し、その旨を申請者に通知する。

ウ. なお、登録を拒否した時は、理由を示して申請者に通知する。

(2)登録の更新

〔法第十二条〕

第九条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第九条第二項、第十条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

①有効期間

ア. 第一種フロン類回収業者は、登録を受けてから5年以内にその更新を受けなければならない。登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失う。

②更新の申請書

ア. 更新の申請書や必要な添付資料などについては、新規登録の場合と同様である。

③更新後の有効期間

- ア. 登録の更新の申請があった場合には、登録の更新が行われた日から5年が有効期間である。
- イ. なお、登録の有効期間の満了日までに、都道府県へ更新の申請が行われていれば、
- ウ. 更新が行われる前に登録の有効期間の満了日を超えたしまった場合でも、都道府県による登録(あるいは、登録の拒否)の手続きが完了するまでは、前の登録は有効である。この場合、新たな登録の有効期間は、前の登録の有効期限の満了の日の翌日から5年となる。

(3)登録の変更届出

〔法第十三条〕

第一種フロン類回収業者は、第九条第二項各号に掲げる事項に変更(主務省令で定める軽微なものを除く。)があったときは、その日から三十日以内に、主務省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十条及び第十一条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

〔省令第四条〕

法第十三条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、法第九条第二項第四号に規定するフロン類回収設備の能力又は第二条第二項第一号に掲げる事項の変更であって、法第九条第二項第三号及び第二条第二項第二号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

〔省令第五条〕

法第十三条第一項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第二による届出書に次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう。)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 第一種フロン類回収業者が外国人であり、かつ、法第九条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき 外国人登録証明書の写し

二 第一種フロン類回収業者が法人であり、かつ、法第九条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき 登記事項証明書

三 法第九条第二項第三号から第五号までに掲げる事項に変更(前条に定める軽微な変更を除く。)があったとき 第二条第一項第三号及び第四号に掲げる書類

2 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の七第五項若しくは第三十条の八第一項の規定により、前項の届出をしようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人(外国人を除く。)である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

①変更の届出が必要な場合

第一種フロン類回収業者として登録を受けた者が、以下の事項を変更した場合、変更届出省令様式第2(66頁参照)が必要となる。

ア. 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名

イ. 事業所の名称及び所在地

ウ. その業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

登録申請した「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」に係る変更。

エ. 回収の用に供する設備の種類

登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る変更。例えば、申請時に「CFC用」1台、「HCFC用」1台を所有していたが、「CFC・HCFC兼用」を1台追加(又は買い換え)した場合は対象。しかし、「CFC、HCFC、HFC兼用」を1台所有していたが、さらに「CFC、HCFC、HFC兼用」を1台追加(又は買い換え)した場合は、対象ではない。

②届出の期限

変更があった日から30日以内に、その届出に係る変更後の書類を添付して登録を受けた都道府県に届け出なければならない。

ア. ①のア. に係る変更届出の場合の添付資料

○住民票等の写し又は登記事項証明書

(注)住民票等の写しについては、第2章 IX 9. (3)、②、アの本人を確認できる書類と同様。

イ. ①のウ. 及びエ. に係る変更届出の場合の添付資料

○フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

○フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

(4)廃業等の届出

〔法第十五条〕

第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合にあっては、当該廃止した第一種フロン類回収業に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類回収業を廃止した場合 第一種フロン類回収業者であった個人又は第一種フロン類回収業者であった法人を代表する役員

2 第一種フロン類回収業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第一種フロン類回収業者の登録は、その効力を失う。

法人が合併により消滅した場合やフロン類回収業を廃止した場合、該当するに至った日から30日以内に、登録を受けた都道府県に届け出なければならない。

なお、届け出る際には、該当するに至った日までの回収量等についても、当該年度の報告【様式第3】(67、68頁参照)として併せて提出すべきである。

(5)都道府県による登録の抹消

【法第十六条】

都道府県知事は、第十二条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は次条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種フロン類回収業者の登録を抹消しなければならない。

5年ごとの更新を受けなかった場合や回収業を廃止した場合、登録の取消処分を受けた場合等は、登録はその効力を失う。その際には、都道府県は第一種フロン類回収業者の登録を抹消しなければならない。

(6)都道府県による登録の取消し等

【法第十七条】

都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第一種フロン類回収業者の登録を受けたとき。
 - 二 その者の第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備が第十一条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。
 - 三 第十一条第一項第一号、第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなったとき。
 - 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
- 2 第十一条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

都道府県は、第一種フロン類回収業者が次のような事項に該当するときは、登録の取消しや業務停止の処分を行うことができる。処分を行ったときは、その理由を示して、申請者に通知しなければならない。

- 不正の手段により、第一種フロン類回収業者の登録を受けたとき。
- 回収の用に供する設備が「登録基準」に適合しなくなったとき。
- 登録の拒否要件である「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等に該当することとなったとき。
- この法律に基づく処分等に違反したとき。

12. 第一種特定製品の種類(50kg)の改正について

〔法第二条第二項〕

この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器(一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。)であって、冷媒としてフロン類が充てんされているもの(第二種特定製品を除く。)をいう。

- 一 エアコンディショナー
- 二 冷蔵機器及び冷凍機器(冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。)

〔省令第一条第二項〕

2 第一種特定製品の種類は、次のとおりとする。

- 一 エアコンディショナー
- 二 冷蔵機器及び冷凍機器

第一種フロン類回収業者

ア. 今回の改正により、第一種特定製品の種類は、従来の「フロン類の充てん量が50キログラム以上の第一種特定製品」を削除し、「エアコンディショナー」、「冷蔵機器及び冷凍機器」の2種類となった。併せて各種届出、報告様式についての改正を行っている。

(様式第1(法第2条関係)(第一種フロン類回収業者登録/登録の更新申請書)、様式第3(法第11条関係)(第一種フロン類回収業者のフロン類回収量等に関する報告書)

イ. 回収業者のフロン回収量の記録・報告は、改正法施行(平成19年10月)以降、2種類の区分により報告することとなる。具体的には、回収業者に義務づけられている「引き取ったフロン類」の「記録・保存」(法第22条第1項、省令第9条)及び「都道府県知事への報告」(法第22条第3項、省令第11条)については、改正法が施行される平成19年10月1日から、特定製品の種類は3種類から2種類となる。(様式第3)(法第11条関係)(第一種フロン類回収業者のフロン類回収量等に関する報告書)

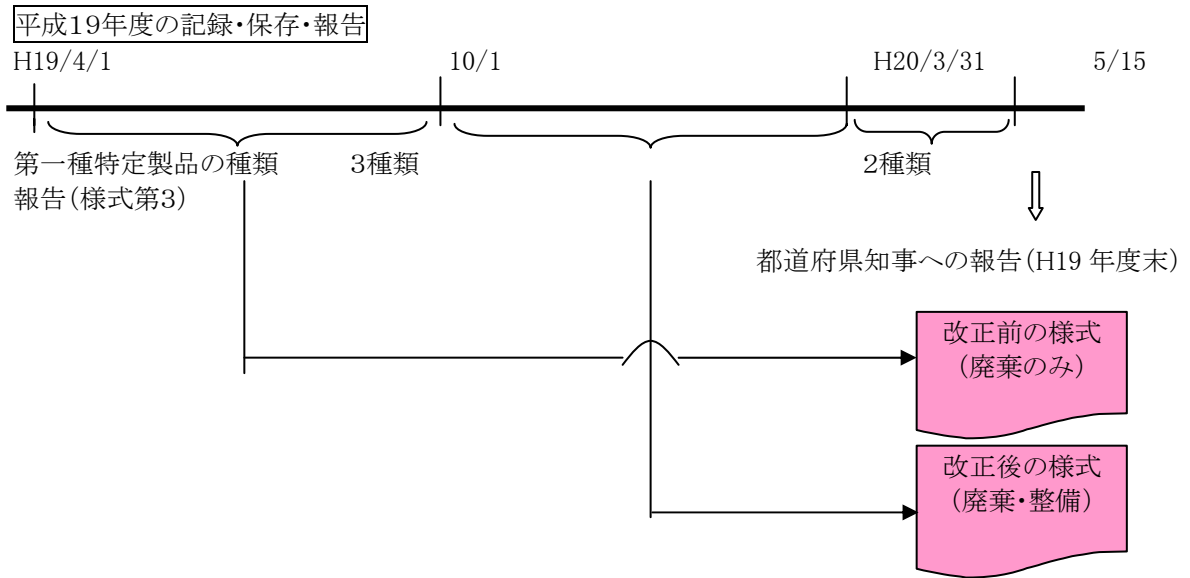
ウ. 従って、平成19年9月30日までに引き取ったフロン類は、第一種特定製品の種類は3種類で記録・保存し、平成19年10月1日以降に引き取ったフロン類は、第一種特定製品の種類は2種類で記録・保存することになる。記録・保存の帳簿の様式については、第3章 XIII 6. に参考様式を掲載しているので、参照されたい。

エ. また、整備時に引き取ったフロン類は、平成19年10月1日以降に引き取ったフロン類より「記録保存・報告」を実施する。(様式第3にて、廃棄時と同時に報告)(整備時の回収については32、33頁参照)

オ. これらの変更に伴い、平成19年度のフロン類回収量の都道府県知事への報告は、原則として、平成19年9月30日までに引き取った量は、法改正前の様式第3(第一種特定製品の種類が3種類、廃棄時のみ)で報告し、平成19年10月1日以降に引き取った量は、法改正後の様式第3(第一種特定製品の種類が2種類、整備時・廃棄時の2区分)で報告する。

カ. 平成20年度以降の都道府県知事への報告については、全て改正後の様式にて報告する。

注) 第一種フロン類回収業者登録については、省令を一部改正(申請書様式も一部改正)しているが、記載する「回収の対象とする第一種特定製品の種類」については、今までどおり3種類である。



X . 特定製品の表示(第一種特定製品の表示に関する考え方)

(表示)

[法第三十九条]

特定製品の製造等(製造する行為(他の者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条に規定する非居住者を除く。以下この条において同じ。))の委託(主務省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。))を受けて行うものを除く。)、輸入する行為(他の者の委託を受けて行うものを除く。))又は製造する行為若しくは輸入する行為を他の者に対し委託をする行為をいう。以下同じ。)を業として行う者は、当該特定製品を販売する時まで、当該特定製品に冷媒として充てんされているフロン類に関し、当該特定製品に、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。
- 二 当該特定製品を廃棄する場合(当該特定製品が第一種特定製品である場合にあっては当該第一種特定製品の廃棄等を行う場合、当該特定製品が第二種特定製品である場合にあっては当該第二種特定製品が搭載されている使用済自動車を取引業者に引き渡す場合)には、当該フロン類の回収が必要であること。
- 三 当該フロン類の種類及び数量

平成 14 年 4 月 1 日以降に出荷又は引き渡す第一種特定製品について、機器製造業者、機器設置業者や輸入業者は、次のような表示を行わなければならない。

このような表示を行う主な目的は、①機器の所有者(廃棄者)に対して、フロン類の回収が必要である旨を啓発するため、②回収業者に対して、フロン類の種類や充てん量を情報として与え、より適切な回収を行ってもらうためである。

1. 表示を行う者

- ①機器製造工場でフロン類を充てんする第一種特定製品については、当該機器製造業者が表示を行う。
- ②第一種特定製品を輸入する場合は、当該輸入業者が表示を行う。
- ③第一種特定製品の設置又は装着工事後にフロン類の充てんを行う場合は、充てんを行う者が表示を行う。
- ④①又は②の場合で、第一種特定製品の設置又は装着工事後にフロン類の調整(追加充てん)を行う場合は、機器製造業者又は輸入業者に加え、当該調整を行う者が表示を行う。

2. 表示事項

以下の事項について、表示を行う。

- ①当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。
 - ・「フロン類大気放出禁止」等の記載でも構わない。
- ②当該特定製品を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること。
 - ・「廃棄時フロン類要回収」等の記載でも構わない。
- ③当該フロン類の種類及び数量。
 - ・原則として、充てんされているフロン類の種類(CFC、HCFC、HFC)と冷媒番号を併せて記載しなければならない(例:HCFC R22)。

3. 表示方法

- 表示は、第一種特定製品の所有者(廃棄者)及び回収業者の双方が視認できることが必要となる。
- 第一種特定製品自身には、適正に視認できる箇所が無く、機器に接続された周辺の箱体等に表示せざるを得ない場合があることにも配慮する。
- 表示事項は、容易に消滅しない方法で表示を行わなければならない。
- 既に表示がなされている業務用冷凍空調機器の改造を行い、その結果、表示内容(フ

ロン類の種類、充てん数量)に変更を生じた場合、改造した者は再表示を行うことが望ましい。

4. 表示のイメージ

法で定める表示すべき事項を踏まえ、第一種特定製品の場合、例えば次のような表示事例が考えられる。

例 1

フロン回収・破壊法 第一種特定製品			
①フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。			
②この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となります。			
③冷媒の種類及び数量			
種類	冷媒番号	出荷時数量(kg)	設置時数量(kg)
HFC	R		
HCFC			

※設置場所で冷媒の充てんを行う場合で、製品銘板や設置サービス要領図にフロン類の種類及び数量の記入場所が無いときの表示である。
設置時に充てんした事業者は、フロン類の種類及び数量を記入しなければならない。また、フロン類の充てんを行った事業者名の表示をすることを推奨する。

例 2

フロン回収・破壊法 第一種特定製品		
①フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。		
②この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となります。		
③冷媒の種類及び数量		
種類	冷媒番号	数量(kg)
HCFC	R22	

※業務用冷凍空調機器に工場等でフロン類を充てんする者が表示する場合である。

例 3

フロン回収・破壊法 第一種特定製品
この製品には冷媒として、※〇〇〇〇が使われている。
①フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられている。
②この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となる。
③フロン類の種類及び数量は、製品銘板あるいは設置サービス要領図に記載されている。

※業務用冷凍空調機器に工場等でフロン類を充てんする者が表示する場合で、フロン類の種類及び数量について、高圧ガス保安法、JIS規格、業界規格等に基づいて、製品銘板や設置サービス要領図に表示する場合の表示である。

なお、〇〇〇〇には、「CFC」「HCFC」又は「HFC」のいずれかが入る。

例 4

フロン回収・破壊法 第一種特定製品 (冷凍・冷蔵機器)		
①フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。		
②この製品を廃棄・整備する場合には、フロン類の回収が必要となります。		
③冷媒の種類及び数量		
種 類	冷媒番号	数量(kg)
HFC	R	
HCFC		

※製品銘板や設置サービス要領図にフロン類の種類及び数量の無いときで、例えば、冷凍冷蔵車の架装部分や大型・小型特殊自動車に搭載されているエアコンディショナーなどに表示をする場合である。

また、冷凍冷蔵車を例にとると、第一種特定製品(架装部分)と運転席のエアコンが混在しているため、これらを区別するため、架装部分については、表示事項の「第一種特定製品」の次に「(冷凍・冷蔵機器)」という文字を追記して表示することが適当である。

XI．第二種特定製品(カーエアコン)に関する事項

(第二種特定製品搭載自動車の整備の際の遵守事項)

[法第四十条]

第二種特定製品が搭載されている自動車(使用済自動車再資源化法第二条第一項に規定する自動車をいう。以下同じ。)の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収又は運搬に関する基準に従って行わなければならない。

1. 自動車リサイクル法との適用関係

①カーエアコンについては、フロン回収・破壊法制定当時は「第二種特定製品」として、同法に基づきフロン回収が行われていた。

平成17年1月に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が施行され、現在では基本的にはカーエアコンに関するフロン回収は、自動車リサイクル法に基づき実施されている。

②自動車リサイクル法施行前に、フロン回収・破壊法に基づき第二種特定製品引取業者が引き取った使用済み自動車に関するフロン回収については、引き続き自動車リサイクル法施行に伴う改正前のフロン回収・破壊法に基づき回収が行われる必要がある。

③フロン回収・破壊法に基づく第二種特定製品引取業者の登録、第二種フロン類回収業者の登録については、登録から5年ごとに更新を受けなければその効力を失うこととされている。このため、第二種特定製品引取業者が引き取った使用済み自動車でフロン回収を行っていないものがある場合は、登録の更新が必要となるが、速やかにフロン回収を行い、保有する第二種特定製品に関する処理を済ませることが必要である。

2. 第二種特定製品(カーエアコン)整備時の回収、運搬に関する技術基準

また、自動車リサイクル法は、使用済み自動車に関するフロン回収を規定していることから、フロン回収・破壊法では、第二種特定製品(カーエアコン)の整備の際にフロン回収を行う場合、回収したフロン類の運搬をする場合についての技術的な基準を設けている。(法第40条、省令第8条、第二種特定製品回収運搬基準告示)

3. 第二種特定製品の回収に関する運用の手引き について

第二種特定製品(カーエアコン)に関しては、本書とは別に「フロン回収・破壊法 第二種特定製品の回収に関する運用の手引き」を作成しているのので、参照されたい。

XII . 他法令との関係と留意事項

1. 自動車リサイクル法

カーエアコン、冷凍車・冷蔵車のキャビン部分のエアコン、バスのエアコン等は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が平成17年1月に施行され、フロン回収・破壊法から自動車リサイクル法に移行し、フロン回収が行われている。

自動車リサイクル法移行以前に引き取った使用済自動車に充てんされているフロン類については、引き続き、フロン回収・破壊法の規定が適用される。

冷凍車・冷蔵車の荷室部分の冷蔵・冷凍ユニットはフロン回収・破壊法が適用される業務用冷凍空調機器であり、第一種フロン類回収業者によるフロン回収が必要となる。

また、自動車リサイクル法が適用されない大型特殊、小型特殊、被牽引車等については、乗員の空調設備（カーエアコン）についても、第一種特定製品であり、フロン回収・破壊法に基づくフロン回収が必要となる。

2. 家電リサイクル法

一般家庭用のエアコン、冷蔵庫については、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の適用を受け、フロン回収が行われている。

フロン回収・破壊法の対象となる業務用冷凍空調機器は、業務用（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）のものをいう。業務用冷凍空調機器は一般家庭などで利用されることもあり、また、オフィスビル等で家庭用のエアコンや冷蔵庫が使用される場合もあり、それぞれ適用される法令が異なることに留意する必要がある。

3. 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）では、法第10条で、解体工事に着手する7日前までに都道府県知事へ届け出る事前届出制度が規定されている。このような届出を行う工事の場合は、フロン回収・破壊法上の第一種特定製品が設置されていることが想定されるので、フロン類の回収が適切に行われるよう留意する必要がある。

また法第12条第1項で、対象工事を発注しようとする者から直接工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、所定の事項を記載した書面を交付して説明する義務が課されている。今般の改正フロン回収・破壊法においても法第19条の2に基づく第一種特定製品の設置の有無の確認と類似の規定が設けられている。両規定は独立しているが、事業者が現場で調査、説明を行う上では、一体的に運用されることが効率的と考えられる。（15、16頁参照）

また、上記の建設リサイクル法上の規定が適用される対象工事は、所定の規模以上（建築リサイクル法第9条及び同法施行令第2条 建築物に係る解体工事の場合は80㎡以上、リフォーム等の場合は請負金額が1億円以上）のものが対象とされているが、フロン回収・破壊法においては規模の如何にかかわらず、諸規定が適用されるので留意する必要がある。

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)

第一種特定製品は、フロン回収についてはフロン回収・破壊法の適用を受け、機器

そのものの廃棄については、廃掃法の適用を受け、これに従う必要がある。

廃掃法においては、既にマニフェスト制度（産業廃棄物管理票）の規定があり、施行されている。廃掃法に基づくマニフェストをフロン回収・破壊法に基づく行程管理制度に活用することについては、フロン回収・破壊法諸規定を充足し、かつ、産業廃棄物と処理の流れが同じであれば、「産業廃棄物管理票」に必要事項を記載したものとすることで、改正フロン回収・破壊法の要件を満たすと考えられるが、一般には、両方で仕組みが異なっていることから、適用については慎重に検討する必要がある。

また、廃掃法では電子マニフェストに関する規定があるが、同法に基づき指定された法人がその業務を行っており、廃掃法以外の業務を行わせることは現時点では困難と考えられる。

5. 高圧ガス保安法

フロン類を充てんした容器、回収機、冷凍機等は、高圧ガス保安法の適用がある。一般高圧ガス保安規則、冷凍保安規則、容器保安規則の諸規定があり、移動（運搬）、貯蔵等の技術基準も定められている。

フロン類の回収機の一部（小型のもの）については、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年3月24日 告示第139号）により、適用除外とされているものがあるが、容器を回収機から取り外せば容器保安規則の適用を受けること、適用除外回収機であっても移動（運搬）、貯蔵等の技術基準が適用されることに留意する必要がある。

冷凍保安規則では、規模により許可、届出が必要であり、また、フロン類の販売も届出が必要である。